

セメント・コンクリート論文集 投稿要領

社団法人 セメント協会

1. 投稿者資格

セメント協会の会員、会員外を問わない。

2. 掲載論文の条件

2.1. 審査規準

(1) 採択規準

- a) セメント、コンクリートおよびその関連研究に関する論文であること。
- b) 未発表のものであること。
ただし、次の項目に該当するものは未発表とみなす。
 - i. セメント技術大会で発表したもの。
 - ii. シンポジウム、研究発表会、国際会議などで梗概または資料として発表したもの。
 - iii. 大学の紀要、研究機関の研究所などで部内発表したもの。
 - iv. 国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書。
- c) 次の項目のいずれかに該当すること。
 - i. 独創性のある包括的研究で、発展性の期待できるもの。
 - ii. 新しい知見を与える有用性、実用性に富んだ実測・実験・調査等の研究で、信頼性が高く、学術的、技術的に価値のあるもの。
 - iii. 独創性のある理論的または実証的な研究で、完成度の高いもの。

(2) 不採択規準

- a) 論旨が不明確で、論文として完結していないもの。
- b) セメント、コンクリートおよびその関連研究でないもの。
- c) 既発表のもの。
- d) 独創性、実用的価値、新規性のいずれもが認められないもの。
- e) 内容に誤りのあるもの。
- f) 宣伝性の強いもの。
- g) 第1次審査の指摘事項に対する対応ができていないもの。

2.2. 論文1編あたりの著者数

4名以内とする。

3. 論文集の形式

3.1. 使用言語

- (1) 日本語もしくは英語を使用する。
- (2) 日本語の場合は、標題、著者名、所属機関名および所属部署名、所在地、要旨、キーワードの英訳を付す
- (3) 図、表および写真中の文字およびタイトルは英語を使用する。

3.2. 刷り上がり

- (1) 論文集の刷り上がりはA4判、2段組(1行25文字×50行)とする。
- (2) 論文1編あたりの頁数は6頁以上8頁以内とする。
- (3) 他論文との整合を図るため、必要に応じてレイアウトの調整を編集者が行う。

4. 審査方法(「セメント・コンクリート論文集掲載論文の審査細則の運用について」より)

4.1. 査読

論文集編集委員会の指名する委員1名、査読員2名、計3名の査読者により行う。

4.2. 審査

査読結果に基づき論文集編集委員会により公正に審査し、論文投稿者に対して委員長名で審査結果の通知を行う。

5. 論文の執筆および投稿方法

5.1. 論文の執筆

「セメント・コンクリート論文集原稿執筆要領」による。

5.2. 論文投稿時の提出物

- (1) 申込後に以下のものを提出する。
 - 1) 投稿原稿の印刷物(4部)
- (2) 1次審査で訂正が必要と判断された場合、以下のものを提出する。
 - 1) 修正原稿の印刷物(2部)
 - 2) 訂正指示書への回答書

5.3. 採択後の提出物

最終原稿として以下のものを提出する。

- (1) 最終原稿の電子データ(CD-ROM)
- (2) 図、表、写真の電子データ(CD-ROM)
- (3) 数式の電子データ(CD-ROM)
- (4) 最終原稿の印刷物(2部)

6. 版下原稿の校正

最終原稿より作成した版下原稿の校正は、論文投稿者の責任において行う。

7. 提出期限の厳守

投稿論文の提出から最終原稿の提出まで、それぞれの期限を厳守すること期限を過ぎて到着したものは受理しない。

8. 論文検索システムへの蓄積と公開

採択論文はセメント協会の論文検索システムのデータとして蓄積、利用され、セメント協会およびセメント協会が許諾したウェブサイトで、全ページ(図版・写真等を含む)が公開されることを前提とする。

9. 著作権

9.1. 著作権の帰属（譲渡）

- (1) 掲載された論文の著作権（著作財産権）をセメント協会に帰属（譲渡）する。
- (2) 掲載された論文の著者が、自分の論文を自らの用途のために利用することについて制限しない。
- (3) 第三者から、掲載された論文の全文、または一部の複製利用（翻訳として利用する場合を含む）の申し込みを受けたときには、特に不適切とみなされる場合を除き、セメント協会はこれを許諾することができる。

この場合、セメント協会は著者に著作物利用の概要を通知する。

9.2. 複製権の委託

掲載された論文の著者は、当該論文の著作財産権に係わる複製権の行使をセメント協会に委任し、セメント協会は「セメント・コンクリート論文集」からの複製に係わる複製権を、学術著作権協会に委託する。

9.3. 委託の例外

セメント協会は、掲載された論文の著者が、自分の論文を自らの用途のために複製することについて制限しない。

著作権の取り扱いについて

著作者の権利は、人格的な利益を保護する**著作者人格権**と財産的な利益を保護する**著作財産権**の2つに分かれます。

- ・ **著作者人格権(表現権)**:同一性保持権、公表権、氏名表示権など
- ・ **著作財産権**:複製権・公衆送信権など

通常、掲載された論文は、セメント・コンクリート論文集投稿要領により、著作財産権はセメント協会に譲渡(帰属)されますが、著作者人格権は譲渡の対象外であり著者にのみ帰属します。

以上